

ケース・ブック

2017-2020

2020 年補遺版

概要

2020 年のケース・ブック補遺版は、1 つの改訂されたケース、ケース 116 で構成されている。この改訂は、2019 年の World Sailing 年次総会で行われた措置に基づいている。

ケース 116

規則 62.1 (b) 救済

規則 64.2 救済の判決

規則 A10 救済についてのガイダンス

艇が、シリーズの初期に損傷を受け、規則 62.1 (b) により救済を受ける資格があり、損傷により残りのレースの帆走を妨げられた状況での救済の議論。そのような状況では、シリーズにおいて他艇に公平になるように、プロテスト委員会は、艇のシリーズ得点のうち、平均得点が艇のレースの得点の半分未満であることを確認するべきである。

事実

大会は 2 日間で 5 レースを予定していた。5 レース完了した場合には、各艇の最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする得点方式であった。1 日目は 1 レースしか完了せず、艇 A は 2 位でフィニッシュした。2 日目、A は第 2 レースを 5 位でフィニッシュした。第 3 レースのスタート前、A は艇 B と衝突し、損傷がひどいため A は残りのレースに出られなかった。A は B を抗議し、規則 62.1 (b) により救済要求した。プロテスト委員会は A が救済の資格を持つことを認め、規則 A10 (b) に基づき 1 レースと 2 レースの平均点を第 3 レースと第 4 レースの得点として与えた。A は第 5 レースを DNC と記録されたが、その成績は除外された。A のシリーズの得点が最も低く、5 レースのうち 2 レースしか完走していないにも関わらず、A はその大会で優勝した。

【質問 1】

A への救済は適切だったか？

【回答 1】

適切でない。プロテスト委員会はいずれの規則にも違反していないが、救済要求の与え方は影響を受けたすべての艇に対して最も公平な調整とは言えない(規則 64.2 参照)。このケースの場合、シリーズの半分のレースの平均得点を残りのレースに与えたことが、他の艇に対して公平ではなかった。

【質問 2】

適切な A の救済方法は何か？

【回答 2】

救済を与える場合、プロテスト委員会は、艇のシリーズ得点のうち、平均得点が艇のレースの得点の半分未満であることを確認するべきである。異なる状況に対しては、異なる救済の調整が必要であるかもしれない。この特定のケースにおけるひとつの可能性は、プロテスト委員会が、衝突が起きたレースに対してのみ、A に対して救済を与えることだったであろう。